

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鎌ヶ谷市は、千葉県の北西部に位置し、都心から25km圏内にあり高い交通利便性や安い地価等から、予てより都心のベッドタウンとしての役割を担ってきた。

市の総人口は、平成30年5月1日時点で109,212人で、千葉県内では中規模程度の自治体である。近年においては、鉄道4線の乗換駅のある新鎌ヶ谷地区の開発などにより、人口は微増の傾向にあるが、鎌ヶ谷市人口ビジョンにおいては、平成33年以降は人口が減少に転じると予測されていることから、定住人口の増加が喫緊の課題となっている。

また、市内の産業構造としては、市内事業所の多くは中小企業・小規模企業者で第三次産業の割合が高くなっており、市の位置が都心と成田空港の中間地点に位置していることから、今後、広域幹線道路である北千葉道路の整備等が進むことで、企業の立地が促進される可能性を有している。

なお、生産性（付加価値額）の観点から市の産業構造を分析すると、製造品出荷額をはじめとする生産性（付加価値額）は増加傾向にあるものの、大企業を有する自治体と比較して、その格差は拡大傾向にある。

産業別の生産性（付加価値額）については、「卸売業、小売業」「運輸業、郵便業」「医療、福祉」「製造業」「建設業」の順で高くなっており、第三次産業の付加価値額が高くなっているものの、労働者1人あたりの付加価値額に割返すと第二次産業の付加価値額が高い。第二次産業は元々、付加価値額は高い傾向にあるが、それに加えて、人手不足が付加価値額を押し上げていることが推測される。

第二次産業だけではなく、多くの中小企業・小規模企業者においては、少子高齢化による人手不足や原材料価格の高騰などにより、依然として厳しい経済環境にあり、このような状況の中で、市の固定資産税額は、平成26年度以降の3年間では横ばい傾向となっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業・小規模企業者の先端設備等の導入を促し、第二次産業をはじめとする中小企業・小規模企業者の製造品出荷額の拡大を目指す。

これを実現するため、計画期間中に年間15件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業・小規模企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

鎌ケ谷市では、平成30年度に「鎌ケ谷市企業誘致促進条例」が施行となり、市外企業の誘致のみならず、市内企業による再投資も併せた企業誘致を推進している。

このような中、市内の中小企業・小規模企業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画で対象とする先端設備の種類は経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

鎌ケ谷市内の中小企業・小規模企業者の割合は、製造業において全97事業所のうち96事業所と全体の約98%を占め、市内経済の根幹は中小企業・小規模企業者が担っている。

このような中、計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上し、先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれる「対象地域」及び「対象業種・事業」は下記のとおりとする。

### (1) 対象地域

市内の中小企業・小規模企業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする区域について制限は設けないこととする。

### (2) 対象業種・事業

市内の中小企業・小規模企業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする業種及び事業等について制限は設けないこととする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画における期間は、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）、生産性向上特別措置法に基づき、国の同意日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業・小規模企業者が定める先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用安定に配慮をすることから、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年鎌ヶ谷市条例第2号）第2条各号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等、暴力団等の活動の利益になる行為を行う者又は暴力団等と密接な関係を有する者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。